

戦前期東京府における中学校授業料の分析

鳥田直哉

(2001年9月30日受理)

A Study of the Tuition of Middle Schools in Prewar Tokyo Prefecture

Karasuda Naoya

The purpose of this paper is to clarifying the tuition in middle schools at the prewar Tokyo prefecture. The tuition differed between the public schools and the private schools. In the 1890s, most expenses required for management of middle schools was provided with tuition in both private and public schools. At this time, the tuition of public schools was higher than the private schools. After 1900 tuition of public schools became cheaper than private schools. As expenses of public schools, it was begun to allot many prefectural citizen taxes in 1900 and afterwards. Although public schools tuition also went up, the rise of private schools tuition was more rapid than that. Both tuition was reversed. The number of private schools increased rapidly at the time when tuition of private schools is cheaper than tuition of public schools. It is considered to be a reason which caused private schools rapid increase that tuition was cheap.

Key Words : Tokyo Prefecture, Middle Schools, Tuition

キーワード：東京府、中学校、授業料

はじめに

19世紀末から20世紀初頭にかけて全国的に中等教育が拡大した。東京府における特徴は、私立中学校が急速に増加したという点である。1907（明治40）年時点で、全国の私立中学校の約半数が東京府に集中していた¹⁾。

東京府における中等学校の増加には、様々な要因が影響していたと考えられる。先行研究では、中等教育普及の都市と農村における格差について述べている。都市においては、家業を持たない官吏や社員が集中し、子どもに学歴を身につけさせることが必要であったため中等教育が普及したと指摘している²⁾。しかし、これは中等学校普及の必要条件を指摘したに過ぎない。さらに考慮すべきいくつかの条件が考えられる。様々な条件の一つとして、中学校入学希望者にとって授業

料が安価であったのか否かという点がある。本稿では、中学校の授業料額を、特に設置者によって違いがあったのか否かに注目して明らかにする。

『日本近代教育百年史』³⁾第2巻では、「中学校令」による授業料規程について述べられている。同書では、「中学校令」における授業料規定について明らかにしているが、中学校の授業料が具体的にいくらだったのかということは示していない。地方教育史には中学校授業料について若干の記述がみられる。『東京府公立中学校教育史』には、1878（明治11）年から1902（明治35）年における東京府立中学校授業料額の推移が記述されている。1896年の授業料を府立中学校と私立中学校で比較し、府立学校授業料と私立学校授業料との間にあまり差がなかったことを指摘している⁴⁾。しかし、授業料額の公私格差に戦前期を通して変化はみられなかったのか、各学校の収支はどうだったのかについてはふれていない。

本稿ではまず、戦前期における中学校数・生徒数がどのように推移したのかを明らかにする。次に、授業料が学校別に定められていたのか、それとも中学校であれば一律に定められていたのかを文部省令や東京府

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：山崎博敏（主任指導教官）、岡東壽隆、佐藤尚子、大林正昭

令から明らかにする。そして、中学校経費において、授業料収入がどのくらいの比率を占めていたのかを分析した上で、実際、東京府の中学校における授業料額がいくらだったのかを明らかにする。「学校案内」等から、各中学校の授業料を知ることができる。各中学校の授業料額を明らかにするが、その際、時代や設置者によって違いがあったのかどうかに着目する。府立中学校と私立学校の平均額の比較、時代別の比較を行う。最後に、私立学校における収支を各学校史等から明らかにする。

主要資料として、『文部省年報』、『東京府・東京市学事年報』、東京府令、各学校史等を用いる。

1. 東京府における中学校の増加

まず、戦前期において、中学校がどのように増加していったのかを調べる。【図1】は、1886(明治19)年から1941(昭和16)年にいたる、東京府の中学校数および生徒数の推移を公私立別に示したグラフである。

1891年、「中学校令」が改正された。それまで、府立中学校の設置は、原則として各府県1校に制限されていた。東京府においても例外ではなく、府立中学校は東京府尋常中学校1校であった。しかし、人口規模からして中学校1校では当然不十分であった。『東京府立第一中学校創立五十年史』には、以下の通り記されている。

前表の如く生徒員数は年々増加の傾向あり。明治二十六年には府会の承認を経て五十名の増員をなし同二十七年四月には校舎狭隘なるより応接室其の他を教室に充用し都合十七教室となせり。同二十九年には生徒数七百八十五名の多数となり、築地時代当初に比する時は約二倍となれり。当時校長は常に生徒収容総数を八百名を超過せしめんとしたるも、遂に校舎の狭隘なるより実施を見るに至らざりき。⁵⁾

そこで府は、分校の設置により学校不足に対応しようとしたが、財政的支援の困難さからこの案は見送られた。積極的に中学校の増設を認めるようになったのは、1899(明治32)年の「中学校令」以降のことであった。1900年3月、東京府第一中学校分校が設置され、さらに1901年7月には東京府立第二中学校、第四中学校が新設された。東京府第一中学校分校は東京府立第三中学校と名称を変更した。ここにいたり1919(大正8)年まで続いた府立中学校4校体制ができあがった⁶⁾。それに対応して、生徒数も2000人台で推移し、急激な増加はみられなかった。

府立学校増加が停滞する中、1890年から1900年の間に、私立学校は2校から20校へと約10倍になった。生

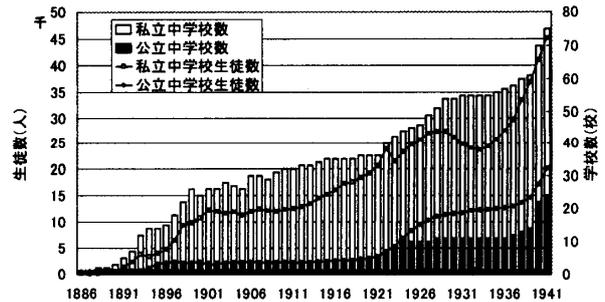


図1 中学校数・生徒数の推移
(各年度の『文部省年報』を基に作成)

表1 東京府における中学校数・生徒数の推移

西暦	公立中 学 校数	私立中 学 校数	公立中 学 校生	私立中 学 校生	西暦	公立中 学 校数	私立中 学 校数	公立中 学 校生	私立中 学 校生
1886	1	0	478	0	1914	4	30	2,385	14,430
1887	1	0	510	0	1915	4	31	2,486	15,134
1888	2	0	627	0	1916	4	31	2,591	15,919
1889	1	1	526	161	1917	4	31	2,649	17,223
1890	1	2	499	193	1918	4	31	2,707	17,507
1891	1	4	605	1,320	1919	5	31	2,911	18,370
1892	1	6	656	2,277	1920	5	31	3,066	19,188
1893	1	11	700	3,763	1921	5	31	3,395	20,510
1894	2	12	1,148	3,324	1922	7	33	4,339	23,751
1895	3	11	1,971	3,980	1923	8	34	5,327	21,383
1896	3	12	2,153	4,791	1924	10	34	6,897	23,211
1897	3	15	2,368	6,406	1925	10	35	8,295	24,643
1898	3	19	2,204	9,322	1926	10	36	9,494	25,574
1899	3	23	2,162	9,862	1927	10	39	10,291	26,994
1900	4	20	2,292	10,741	1928	11	40	10,980	27,354
1901	4	22	1,762	12,130	1929	11	43	11,338	27,341
1902	4	22	1,982	11,899	1930	11	43	11,522	26,117
1903	4	24	2,135	11,554	1931	11	44	11,705	24,770
1904	4	23	2,262	11,801	1932	11	44	12,087	23,907
1905	4	22	2,253	11,228	1933	11	44	12,187	23,558
1906	4	26	2,287	11,877	1934	11	44	12,308	24,294
1907	4	26	2,241	12,299	1935	11	45	12,471	25,673
1908	4	25	2,239	12,040	1936	11	46	12,623	27,532
1909	4	27	2,238	11,945	1937	12	46	12,903	29,715
1910	4	28	2,288	12,278	1938	13	47	13,617	33,445
1911	4	28	2,277	12,428	1939	14	47	14,571	36,908
1912	4	29	2,262	12,755	1940	22	48	17,154	40,956
1913	4	29	2,270	13,359	1941	24	51	20,083	45,118

(各年度の『文部省年報』を基に作成)

徒数でみると、193人から10741人と50倍以上に増加し、学校数よりも急激に増加した。東京府において、私立中学校が大多数を占めるようになった状況はこの時期に形成されたと考えられる。私立学校は増加し続け、1900年から1918年の間、私立学校数は20校から31校へ増加した。生徒数は1900年には1万人あまりであったが、1918年には17,000人あまりとなった。1919年から1929(昭和4)年まではさらに急激な増加をみせた。この期間、さらに1万人あまり生徒数が増加した。1922年から翌年にかけて生徒数が急に落ち込んだのは関東大震災の影響である。しかし、翌年には元の水準に戻り、1929年まで増加し続けた。

昭和初期の不況にさしかかる頃、私立中学校は、学校数は増加したものの、生徒数には減少がみられた。

戦前期東京府における中学校授業料の分析

同時期、公立学校生徒数は漸増した。公立学校は大正末期から増加しはじめ1924年によりやく10校に達した。1935年には急増し20校を超えた。

以上にみた通り、東京府においては府立学校が常に不足気味であった。一方、東京府には多くの私立学校が設立された。その急増期は、1890年から1900年の間にあり、この時期に府立学校数との差がついてしまった。

2. 授業料額の公私比較・全国比較

(1) 授業料額の推移

まず、『文部省年報』により東京府の中学校授業料の推移をみる。東京府において、生徒一人あたりの授業

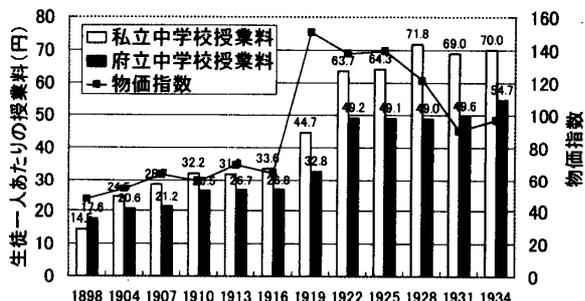


図2 東京府における中学校授業料と物価指数の推移
※数字は授業料額(各年度の『文部省年報』、『長期経済統計8 物価』を基に作成)

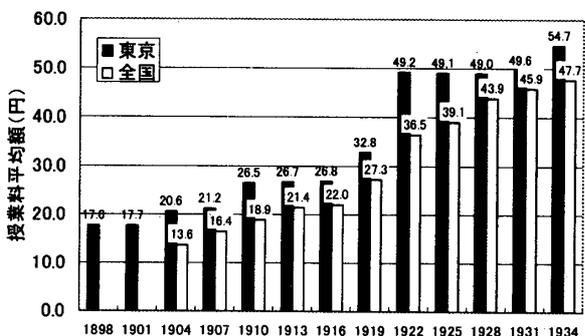


図3 府県立中学校授業料の比較
(各年度の『文部省年報』より作成)

料は【図2】のように推移していった。1898年には府立学校授業料の方が高かったことが分かる。私立学校授業料は物価の上昇に敏感に反応し府立学校授業料を上回る勢いで増額していった。1920年代以降には公私の開きが拡大した。

また、全国と比較すると東京府の授業料は高かった。府県立中学校の授業料額の推移を示したのが【図3】である。東京府の府立学校授業料は、他府県に比べ、約1.2倍から1.5倍高かった。

(2) 学校ごとの授業料額

次に、私立学校の急増期であった1890年から1900年頃の授業料を比較する。1904年以前の私立学校ごとの授業料は『文部省年報』から知ることはできない。【表2】は、1895(明治28)年刊行の『東京遊学案内』⁷⁾を基に作成した、同年の府立中学校、私立中学校の入学検定料、入学金、授業料などである。私立学校には入学金や入校金を徴収するところもあった。授業料の月額を比較してみよう。東京府尋常中学校、東京府城北尋常中学校ともに1円50銭となっており、府立では同額であった。私立中学校の授業料は、最も低いところで尋常中学郁文館で1円、最も高いところで府立学校と同額の1円50銭であった。全体的にみると、私立学校授業料は府立学校授業料よりも低額であった。

次に1926(大正15)年刊行の『東都学校案内』⁸⁾により、東京府における中等学校の授業料が公立と私立でどのくらい異なったのかを検討する。

『東都学校案内』は、1926年3月末日現在における府内の大学、高等学校、専門学校、実業専門学校、実業学校、師範学校および之に準ずるもの、中学校、高等女学校、実科高等女学校、実業補習学校、各種学校、文部省管轄外諸学校の概要を記したものである。東京市教育局庶務課が位置や学校長氏名、授業料などを市

表2 1895年における東京府内中学校の概要

学校名	位置	設置者	生徒数	教員数	教員一人あたり生徒数	入学金・入校金等	束脩	授業料(月額)
東京府尋常中学校	京橋区	府立	783	30	26.1			1.50
東京府城北尋常中学校	麹町区	府立	524	20	26.2		0.50	1.50
東京府開成尋常中学校	神田区	府立	664	20	33.2			
明治義会尋常中学校	麹町区	私立	339	19	17.8			
日本中学校	麹町区	私立	649	23	28.2	1.00		1.20~1.50
商工中学校	麹町区	私立	367	15	24.5	1.00		1.30
尋常中学素修学校	麹町区	私立	218	17	12.8			
錦城学校尋常中学	神田区	私立	541	21	25.8	1.00		1.20
独逸学協会学校尋常中学	神田区	私立	270	22	12.3	1.00		1.5
東京航海学校尋常中学	神田区	私立	120	19	6.3			
正則尋常中学校	芝区	私立	277	17	16.3		1.00	1.50
攻玉社尋常中学校	芝区	私立	627	40	15.7			
麻布尋常中学校	麻布	私立	70	8	8.8			
尋常中学郁文館	本郷区	私立	502	24	20.9		1.00	1.00

(『明治二十八年 東京府統計書』、『明治28年 東京遊学案内』を基に作成)

表3 1926年における東京府内中学校の授業料

学校名	位置	設置者	授業料 (月額)	授業料 (年額)	学校名	位置	設置者	授業料 (月額)	授業料 (年額)
東京高等師範学校附属中学校	小石川区	官立		40.00	順天中学校	神田区	私立		66.00
東京府立第一中学校	麹町区	府立	4.50		巢鴨中学校	豊島郡	私立		66.00
東京府立第二中学校	北多摩郡	府立	4.00		聖学院中学校	滝野川大里中里	私立		60.00
東京府立第三中学校	本所区	府立	4.50		成蹊中学校	豊多摩郡	私立	7.00	
東京府立第四中学校	牛込区	府立	4.50		成城中学校	牛込区	私立		66.00
東京府立第五中学校	小石川区	府立	4.50		正則中学校	芝区	私立		60.00
東京府立第六中学校	四谷区	府立	4.50		大成中学校	神田区	私立		66.00
東京府立第七中学校	南葛飾郡	府立	4.50		高千穂中学校	豊多摩郡	私立	6.00	
東京府立第八中学校	荏原郡	府立	4.50		高輪中学校	芝区	私立		60.00
第一東京市立中学校	麹町区	市立	5.00		独逸学協会学校中学校	小石川区	私立		60.00
第二東京市立中学校	下谷区	市立	5.00		智山中学校	北豊島郡	私立	6.00	
青山学院中等部	渋谷町	私立		66.00	早稲田中学校	牛込区	私立		71.00
赤坂中学校	赤坂区	私立	5.50		東京開成中学校	日暮里町	私立	6.00	
麻布中学校	麻布区	私立		71.50	東京中学校	神田区	私立		60.50
郁文館中学校	本郷区	私立		60.00	日本済美学校中学部	豊多摩郡	私立		55.00
海城中学校	麹町区	私立	5.50		日本体育会荏原中学校	荏原郡	私立		66.00
暁星中学校	麹町区	私立	6.00		日本大学中学校	本所区	私立	6.50	
錦城中学校	神田区	私立	5.50		日本中学校	豊多摩郡	私立	6.00	
慶應義塾普通部	芝区	私立		85.00	豊山中学校	小石川区	私立		66.00
京華中学校	本郷区	私立		66.00	本郷中学校	北豊島郡	私立	6.00	
京北中学校	小石川区	私立	6.00		名教中学校	代々幡町代々木	私立	5.50	
攻玉社中学校	荏原郡	私立	5.50		明治学院中学部	芝区	私立		66.00
国士館中学校	世田谷町	私立	5.00		明治大学附属明治中学校	神田区	私立	6.00	
駒込中学校	本郷区	私立		66.00	目白中学校	落合下落合	私立		66.00
芝中学校	芝区	私立	5.50		立教学院立教中学校	北豊島郡	私立	6.00	
					立正中学校	大崎町	私立	5.00	

(『東都学校案内』を基に作成)

内外各学校に照会してまとめた⁹⁾。

まず府立学校からみる。後述するが、府立学校の授業料は府立学校の学則によって規定されていた。

1926年の授業料は府立第二中学校が4円、その他はすべて4円50銭であった。第二中学校だけは若干低かったが、それ以外の府立学校授業料は一律であった(【表3】参照)。第二中学校授業料が他の府立中学校よりも低額であった理由として、郡部にあるため生徒が集まりにくく、定員を維持できなかつたことが指摘されている。教頭や教員が小学校に出かけて生徒の勧誘に努めたようである¹⁰⁾。私立学校授業料はどうだろうか。【図4】は、授業料月額を府立と私立とで比較したヒストグラムである。1926年には府立学校授業料に比べ私立学校授業料の方が高かった。5.00円を境にそれより高い範囲にあるのが私立学校、低い範囲にあるのが府立学校であった。もっとも高い授業料を徴収していたのは、月額にして約8円の慶應義塾普通部であった。つ

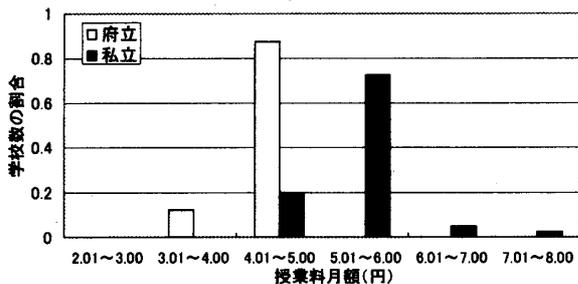


図4 東京府における中学校授業料額の分布(1926年)
(『東都学校案内』を基に作成)

いで高かったのが成蹊中学校であった。多くの私立学校は5円から6円の範囲にあった。府立学校授業料が4円50銭(第二中学校は4円)であったから、それより約1円前後上回っていた。

私立学校急増期にあたる1895年の多くの私立学校では、授業料が府立学校と同額かそれ以下であった。もっとも安い学校で1円となっており、府立学校の3分の2であった。時代を隔てた1926年の私立中学校授業料をみると、府立中学校と同程度かそれよりも高額になった。公立学校と私立学校を比較すると、府立学校よりも約1円ほど高い私立学校が多かった。少なくとも1895年から1902年の間に、府立学校授業料と私立学校授業料が逆転したということである。

【図5】は、府立中学校と私立中学校の授業料推移をみたグラフである。1895年、1896年では、府立中学

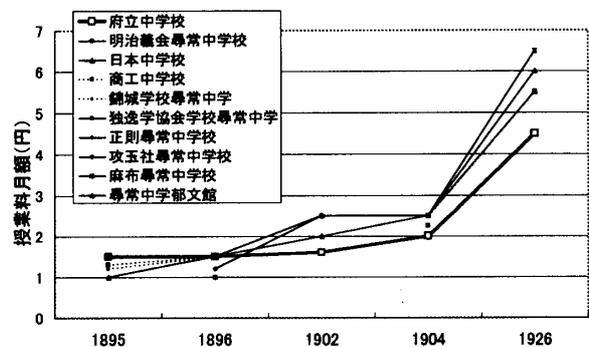


図5 府立中学校・私立中学校の授業料額推移
(『明治28年 東京遊学案内』、『明治35年 東京遊学案内』、『官公私立諸学校改訂修学案内』、『東都学校案内』より作成)

戦前期東京府における中学校授業料の分析

校授業料を最高として、その下に私立中学校授業料が分布していた。その後、1897年から1902年の間に逆転した。1902年においては、府立中学校授業料は最低となり、その上に私立中学校授業料が分布している。

表4 府立中学校・私立中学校の授業料の推移

学校名	1895	1896	1902	1904	1926
府立中学校	1.5	1.5	1.6	2	4.5
明治義会尋常中学校		1.5		2.25	
日本中学校	1.5	1.5	2	2.5	6
商工中学校	1.3	1.5	2.5	2.5	5.5
尋常中学素修学校					
錦城中学校	1.2	1.5	2.5	2.5	5.5
独逸学協会学校中学	1.5			2.5	5.5
正則中学校	1.5		2	2.5	5.5
攻玉社中学校		1.2	2.5	2.5	5.5
麻布中学校		1		2.5	6.5
郁文館中学校	1	1.5	2.5	2.5	5.5
早稲田中学校		1.2	2	2.3	6.5
青山学院中等部		1.2			6
順天中学校		1.2			6
開成中学校			2.5	2.5	6
成城中学校			1.7		6
日比谷中学校			1.2		
京北中学校			1.5	2.25	6
大成中学校			2.1	2.54	6
立教学院立教中学校			2	2	6
京華中学校				2.5	6
東京中学校				2.3	5.5
暁星中学校				2.6	6

(『明治28年 東京遊学案内』、『明治35年 東京遊学案内』、『官公私立諸学校改訂修学案内』、『東都学校案内』より作成)

1890年から1900年の期間において、中学校教育費の財源は府立学校と私立学校とで大きな違いはなかった。府立学校授業料には学校によって違いはみられなかったが、私立中学校授業料には上下格差がみられた。日本中学校や正則尋常中学校では府立と同程度の高い授業料を徴収していた。1900年以降、私立学校授業料は次第に高くなり、安くとも府立学校授業料を上回るようになった。では、私立学校の場合、なぜ授業料に上下格差が存在したのだろうか。

【表2】から、教員一人あたりの生徒数をみると、独逸学協会尋常中学で12.3人、日本中学校で28.2人である。しかし授業料額はほぼ同額であり、規模の経済が直接に影響しているとはいえない。教師の属性をみると学校によって多種多様であった。例えば、授業料額が1円の麻布中学校では、教師の多くが東洋英和学校の教師を兼任したようである¹¹⁾。以下、私立学校財政がどのように変化していったのかを学校史などから検討する。

3. 私立中学校教育費の収支

(1) 独逸学協会学校

独逸学協会学校中学は、1895年時点では府立中学校

と同額の1円50銭であった。1926年には5円50銭に上昇し、府立学校を1円上回った。30年間で約3.6倍となったが、もっとも上昇した学校で6倍近くであったので、それほど急激な上昇とはいえない。

【表5】は1898(明治31)年における独逸学協会学校の子算である。支出の4分の3を授業料収入で賄おうとしていたことが分かる。しかし実際は、経費と授業料とにあまり差はなかった。

表5 独逸学協会学校収入(1898年)

予算(1898年度)		
摘要	金額	比率
財産より生ずる収入	3820	20.1%
授業料	14400	75.8%
雑収入	780	4.1%
計	19000	100.0%

決算(1898年度)

一箇年授業料総額	12,290
一箇年経費総額	11,669

(獨協学園百年史編纂室編『獨協百年』第5号、獨協学園百年史編纂委員会、昭和56年、137-138頁を基に作成)

表6 1926年度 独逸学協会学校中学歳入決算

摘要	金額	比率
授業料	36156.00	75.6%
検定料	256.00	0.5%
入学金	594.00	1.2%
東京府補助	2680.00	5.6%
寄付金	4000.00	8.4%
借入金	3041.11	6.4%
銀行利子	91.65	0.2%
雑収入	999.83	2.1%
計	47818.59	100.0%

(『獨協百年』第5号、234-235頁を基に作成)

約30年後、1926(昭和元)年にはどのように変化したのだろうか。【図5】に示したとおり、この時期の私立中学校授業料は、低い学校で5円、高い学校では8円近くを徴収していた。1890年代の私立中学校授業料のは1円から1円50銭となっており、1.5倍の開きがあった。急増期に比べると1926年の私立学校授業料は上下格差が大きかった。

1926(昭和元)年における独逸学協会学校中学の授業料は年額60円であった。月額にすると府立中学校授業料4円50銭を約1円上回っていた。【図5】に示したとおり、急増期の同校は府立中学校と同額の1円50銭であった。急増期にあつては私立中学校の中で最も高かったが、1926年時点では最低水準となった。1926年

表7 各私立中学校における授業料比率の推移

	授業料			経常費			経常費に占める授業料の比率		
	独逸	日本	麻布	独逸	日本	麻布	独逸	日本	麻布
1898	5,310	9,812	6,600	5,025	9,812	8,422	105.7%	100.0%	78.4%
1904	14,910	13,748	15,850	15,840	14,135	18,632	94.1%	97.3%	85.1%
1907	17,528	15,350	16,313	18,959	15,413	16,313	92.5%	99.6%	100.0%
1910	16,881	13,823	20,801	18,198	15,480	20,104	92.8%	89.3%	103.5%
1913	15,891	15,677	24,450	17,809	16,041	26,370	89.2%	97.7%	92.7%
1916	14,806	16,452	26,463	12,726	16,644	30,174	116.3%	98.8%	87.7%
1919	17,440	25,243	38,079	21,456	27,287	36,036	81.3%	92.5%	105.7%
1922	29,760	42,162	54,868	37,094	43,050	57,964	80.2%	97.9%	94.7%
1925	34,534	51,050	78,683	44,995	51,491	78,721	76.8%	99.1%	100.0%
1928	44,624	50,892	86,872	56,287	48,900	83,122	79.3%	104.1%	104.5%
1931	37,950	41,064	88,771	50,213	44,909	166,357	75.6%	91.4%	53.4%
1934	32,406	43,620	108,710	39,583	43,801	102,173	81.9%	99.6%	106.4%

※1898(明治31)年の経費については、『濁協百年』第5号に掲載している、同年に行われた私立中学校調査の「一箇年経費総額」を用いた。なお、表中の「独逸」は独逸学協会学校中学、「日本」は日本中学校、「麻布」は麻布中学校を示す。

(『濁協百年』第5号ならびに各年度の『文部省年報』を基に作成)

当時の独逸学協会学校中学の歳入歳出決算書は【表6】の通りである。

授業料収入以外に、府の補助や寄付金などが目立つ。授業料収入は約4分の3を占めていた。急増期に比べると財源が多岐にわたっている。

私立学校急増期の独逸学協会学校中学では、他の私立中学校と同様、経営は困難であった。授業料への依存度はほぼ100%に近かった。しかし、時代とともに授業料以外にも収入を見込めるようになった。【表7】をみると授業料依存度が次第に低くなっていったことが分かる。相対的な授業料額の低下につながった一因であると考えられる。

(2) 日本中学校

私立日本中学校の授業料は、急増期においては府立と同額の1円50銭、1926(昭和元)年においては6円となっていた。30年間で約4倍となった。

私立日本中学校は、1885(明治18)年、官立学校へ入学をめざす者のための予備校、東京英語学校を設立したことにはじまる。1892(明治25)年8月、日本中学校として私立中学校として設置認可を受けた¹²⁾。3年後、1895(明治28)年の『東京遊学案内』で以下の通り紹介している。

本校は元東京英語学校と称せられ、東京法学院と共に神田錦町二丁目に在りしが、往年類焼の後麴町区山元町半蔵門外に新築し、日本中学校と改称して当時六百名の生徒を養成す。学校長は杉浦重剛にして二十名の教師を有し齋藤祥三郎教頭たり。¹³⁾

日本中学校の1895(明治28)年当時の授業料は、入校金1円、授業料が月額1円20銭ないし1円50銭であった。同時期の府立中学校と同程度の授業料額である。同時期の他の私立学校と比較するともっとも高い水準であった。

『日本中学校五十年史』から1892(明治25)年当時

の収支が分かる(【表8】参照)。1892(明治25)年11月の本科生生徒数は375人、予科生徒が75人であった。授業料は本科1円50銭、予科1円であり、本科生生徒からの授業料は562円、予科生徒から75円となる。収入額は合計637円となる。経費のほとんどを授業料収入に依存していたと考えられる。

表8 日本中学校 1892~1893年の収支

〈支出〉			
	1892年11月	1893年1月	1893年4月
教員給料	447,000	449,000	271,000
職員給料	90,000	89,500	48,500
小使給、宿直料外	27,200	26,650	23,500
諸雑費	26,939	40,719	28,910
計	591,139	605,869	371,910

〈収入〉			
	1892年11月	1893年1月	1893年4月
本科生授業料	562,500	463,500	402,000
予科生徒授業料	75,000	49,000	55,000
入学金	11,000	7,000	44,000
計	648,500	519,500	501,000
実収入額	534,750	634,250	460,000

(『日本中学校五十年史』、114-115頁を基に作成)

経費に占める授業料比率の推移を示すと【表7】のようになる。独逸学協会学校中学と比較すると、日本中学校の経常費に占める授業料比率は常に高かったことが分かる。

当時の学校経営について、『日本中学校五十年史』で次のように述べられている。

右(【表8】一筆者註)の外、一箇月金四拾壹円六拾六銭六厘の地代、理化学の実験費、博物の標本費等の外に臨時費等の入費を勘定し、更に、無収入の八月を考慮する時、此れを前記の英語学校時代の収入と比較するまでも無く、当時の我が校の経営者の苦心の程は洵に想像に余りある。正に我が校の最大の悲境時代であつたと云ふも過言では無い。斯くて、他校をも参酌し、止む無く授業料を一様に金一円五十銭に値上げしたことは実に一

大問題であった、と当時の幹事渡邊元吉氏は語つた。¹⁴⁾

このことは、教員俸給からも分かる。1892年末現在の、日本中学校の教員数は、34人であった¹⁵⁾。単純に教員一人あたりの給料を算出すると、約13円15銭となる。年額にすると、約160円ほどであった。同年の府立中学校教員給料と比較してみよう。【表9】は、1892年の中学校府県公学費の内訳である。教員俸給が3554円、準教員俸給が2686円であった。

当時、東京府立中学校の正教員は9名、準教員が23名であったから、正教員俸給は、一人あたり約395円、準教員俸給は一人あたり約169円の計算となる。府立中学校正教員に比べその俸給は半分以下であった。

表9 1892(明治25)年東京府公立尋常中学校歳出入内訳

用途	金額
学校長俸給	600
正教員俸給	3554
準教員俸給	3686
諸給料	1004
雑給	116
書籍器械費	359
新営費	75
修繕費	155
諸雑費	797

『文部省第二十年報』を基に作成)

(3) 麻布中学校

麻布中学校は、1895年には授業料が1円と安く、しかも収入に占める授業料の比率は低かった。しかしその後授業料に依存するようになった。1926年には6円50銭に増額した。

1896(明治29)年11月の私立尋常中学校に関する取り調べが行われた際の、同校の沿革史には次のように記されている。

(前略)

先に区内東洋英和学校あり。設立以来既二十有余年、校舍器械の設備十分なるものありしを便とし、同志相謀り去る明治二七年中、同校の一部を区画し初めて尋常中学科を置きしに成績頗る有望なりしを以て同年九月、尋常中学に必要な部分を譲り受け改めて尋常中学部と称し、尋て明治二八年三月二三日、文部省令第十九号に準拠し東京府の認可を受け始めて之を世に発表するに及べり。爾後、校務漸く整理に赴けるを以て同年七月一日、更に麻布尋常中学と改称す。

(後略)¹⁶⁾

【表10】は1896(明治29)年の同校の収支予算であ

る。寄付金や附属施設からの家賃などが授業料とならんで大きな収入源であったことがわかる。また、教員一人あたりの俸給も他の私立中学校と比べて高かった。当時の教員数は14人であったから、一人あたりの俸給は約377円となる。これは先ほど示した同時期の府立中学校正教員と同水準である。

表10 麻布中学校収支内訳

摘要	金額	比率
収入		
授業料	3850	56.1%
試験料	8	0.1%
有志寄付金・附属建物地所より家賃地代収入	3000	43.7%
計	6858	
支出		
教員俸給	5280	83.4%
事務員俸給	600	9.5%
校舎及体操場敷地営繕費	100	1.6%
諸雑費	200	3.2%
備品即ち書籍器械買入費	150	2.4%
計	6330	100.0%
現在収入		
附属地代・家賃	1800	52.9%
伯爵広沢金次郎陸奥広吉外有志者より寄付金	500	14.7%
授業料	1100	32.4%
計	3400	100.0%
現在支出		
教員職員俸給	3000	88.2%
経営費	400	11.8%
計	3400	100.0%

(『東京の中等教育 一』、77-78頁を基に作成)

麻布中学校は、上述の独逸学協会学校中学、日本中学校とは違い、財政的に恵まれていたようである。それは有志者による多額の寄付金があったことによる。

【表7】にもみられるように、1890年代の麻布尋常中学校では、授業料収入への依存度がそれほど高くなかったと考えられる。

しかし、1904年から1907年にかけて、経常費に占める授業料比率が上昇した。上述の通り、1926年の麻布中学校では私立学校の中でも高い授業料を徴収していた。1931年に経常費が急増した理由は詳しく分からない。

4. 府立中学校教育費財源に占める授業料の比率

以上にみてきた通り、私立中学校授業料には学校によって格差があった。また、私立中学校授業料は、物価の上昇に敏感に反応し、府立学校授業料額を上回るようになった。ではなぜ中学校授業料に逆転が生じたのだろうか。府立中学校経費が何から得られていたのか検討する。

【図6】は、1895(明治28)年から1934(昭和9)年まで3年ごとに示した中学校教育費の財源構成の推移である。北海道・沖縄県を除く45府県を対象とした。

戦前期において、中学校の経費は、府県税と、授業料、寄附金、学校基本財産より生ずる収入、雑収入、国庫補助で賄われていた。これら収入からいくらかを学校基本財産として蓄積していた府県もあった。【図6】をみると、中学校の経費がどの時代においても主に授

業料と府県税で賄われていたことが分かる。その他の寄附金、財産収入、国庫補助の割合は非常に小さかった。中学校の授業料比率は1916年頃まで拡大する傾向

にあった。1919、1922年には低下したが、その後再び上昇し1931年には6割近くに達した。中学校の財源は府県税と授業料にほぼ二分されていたといえよう。

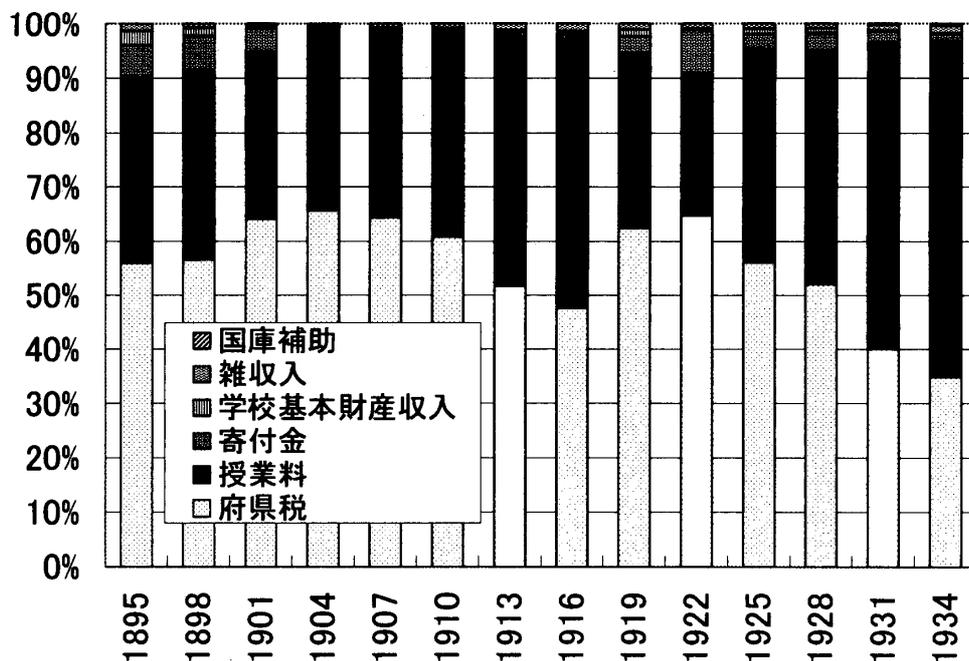


図6 府県立中学校財源構成の推移 (全国)
(各年度の『文部省年報』を基に作成)

次に東京府立中学校の財源をみる。【図7】は、東京府立中学校における財源構成の推移をみたものである¹⁷⁾。全国と比較すると、府税の比率が低いことが分かる。全国では、府県税の比率が40%から80%の間で推移していたが、1890年代の東京府においては状況が異なっていた。1890年代をみると経費のほとんどを授業料で

賄っていたことが分かる。特に1895年には、授業料収入が経常費よりも多かった。この年、府税が充てられたのは、新営費などの臨時費であった。経常費に占める府税の比率が上昇したのは1900年代に入ってからであった。

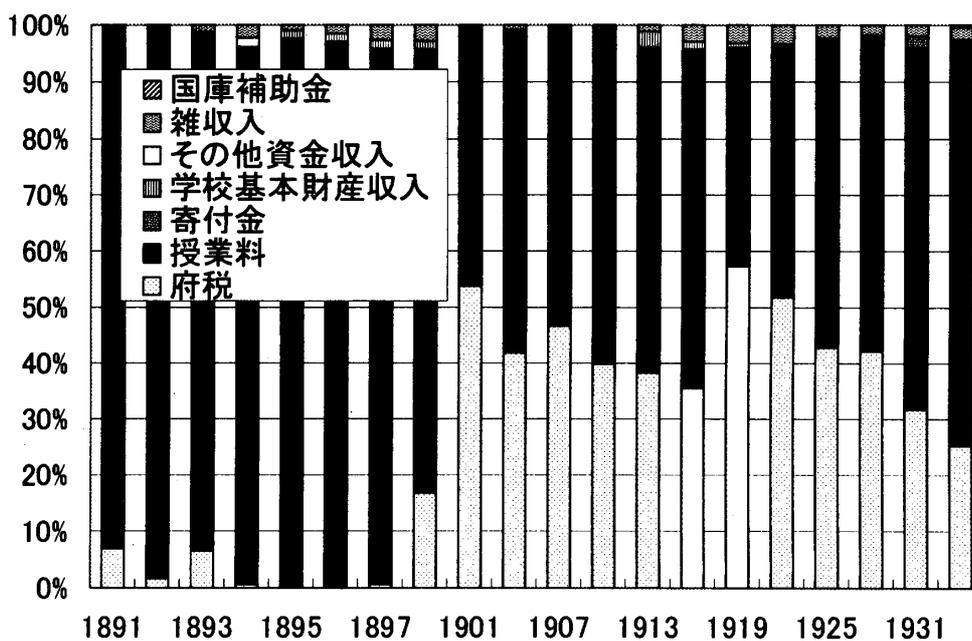


図7 東京府立中学校財源構成の推移
(各年度の『文部省年報』を基に作成)

1890年代においては、府立学校も私立学校と同様、ほとんどの経費を授業料で賄っていた。経費に占める授業料比率が府立学校で低くなるのは1900年前後から後のことであった。1886（明治19）年の「中学校令」においては、地方財政の状態を考慮して一府県一中学校体制が採用されていた¹⁸⁾。特に東京府の中学校は、府立学校よりも私立学校が先行して増加していた。私立中学校の発展に期待し、特に地方税をもって中学校を設置する必要性はないという議員もいたようである¹⁹⁾。1899（明治32）年、「中学校令」が改正され、中学校教育費の設置者負担原則が確立した²⁰⁾。府税の比率が上昇していったのは「中学校令」改正の前後からであった。

5. 府立中学校の授業料規程

中学校教育費として府税からの収入を得られなかった1890年代には、府立中学校授業料は私立学校授業料と同額がそれよりも高額であった。府立中学校の授業料額はどのようにして決まったのだろうか。

1886（明治19）年の「中学校令」（1886年4月10日、勅令第15号）では、授業料に関する規定はなかったが、改正「中学校令」（1899年2月7日、勅令第28号）では次の通り定められた。

第十六条 公立中学校に於ては授業料を徴収すべし。但し、特別の場合に於ては之を減免することを得。授業料入学料等に関する規則は公立学校在りては地方長官に於て、私立学校在りては設置者に於て文部大臣の認可を経て之を定む。²¹⁾

中学校における授業料は、公立学校においては府知事や県令、私立学校においては設置者によって定めるよう規定している。授業料額については定めていない。

各府県では府県令や告示により「学則」や「規則」が公布された。東京府では、1897（明治30）年、すでに「東京府尋常中学校規則」（1897年4月20日）が公布され、授業料は1円50銭と定められていた。

府令第74号

東京府尋常中学校規則左の通定む。

明治30年4月20日 東京府知事 侯爵久我通久
東京府尋常中学校規則

（中略）

第12条 授業料は生徒出席度数の多寡を問はず1ヶ月金1円50銭とし其納期は毎月之を指定す。若し期日に至り納附を怠るときは保証人より徴収す。但し、場合に依り一時停学を命ずることあるべし。²²⁾

（後略）

1902年、「府立中学校学則改正」（東京府令第21号）が公布された。その第14条は以下の通りである。

東京府令第21号

東京府立中学校学則左の通改正す

明治35年3月27日 東京府知事 男爵千家尊福

東京府立中学校学則

（中略）

第14条 授業料は第一中学校、第三中学校、及第四中学校に在ては1ヶ月金2円、第二中学校に在ては1ヶ月金1円50銭とし毎月指定の日に保証人より其の学校内に派出せる府金庫に納入すべし。但し全月出校せざる者は其の月分の授業料を徴収せず。

第15条 授業料を滞納したるときは一時其の生徒の出席を停止することあるべし。

（後略）²³⁾

1902年時点で、府立中学校の授業料は1ヶ月2円、郡部にあった府立第二中学校だけは1円50銭であった。

以上にみたように、府立中学校の授業料は「東京府立中学校学則」によって規定されていた。授業料額は第二中学校を除いて一律であった。

おわりに

東京府の中学校は、府立学校よりも私立学校が先行して増加した。私立中学校が増加した時期は1890年から1900年の間であった。

府立中学校授業料は、「学則」によって定められていた。郡部にあった第二中学校を除き、その他の府立中学校授業料は一律であった。

府立中学校経費は、ほぼ府税と授業料とで賄われていた。その比は時代により異なった。1890年から1900年の期間では、府立中学校においても私立中学校と同様、経費のほとんどを授業料収入で賄っていた。一時は授業料収入額が支出額を超える年もあった。府立中学校は経費の大部分を授業料から得ていたのである。1900年ごろからは、府立学校の財源は府税が4割から6割を占めるようになった。

東京府における府立中学校と私立中学校の授業料額には違いがあった。1900年以前においては、私立学校授業料は府立学校と同じかそれよりも低かった。1895年において、府立中学校では1円50銭、私立中学校授業料は1円から1円50銭であった。約30年後の1926年には、府立中学校で4円50銭（第二中学校では4円）となり、私立中学校では5円から8円までであった。

1890年から1900年における私立中学校授業料は府立中学校授業料よりも低額であった。私立中学校授業料額と府立中学校授業料額は1890年から1900年の間に逆転した。1926年時点においても、私立中学校授業料は

府立中学校授業料よりも高かった。

私立中学校の収支をみると、日本中学校など、授業料依存度が高い学校では、多額の授業料を徴収していたことが分かった。支出に占める授業料比率は9割を超えていた。一方、独逸学協会学校中学など、授業料以外の収入を得られるようになった学校では、授業料への依存度が次第に小さくなっていった。明治から大正の中頃までは9割以上を授業料収入で賄っていたが、それ以降7割まで低下した。

1900年以前において、中学校教育は府立よりも私立の方が安価であった。この時期、私立中学校が急増し、府立学校数を大きく引き離れた。授業料が安価であったことが東京府において私立中学校が繁栄するための条件であったと言えよう。

1890年代の東京府においては、府立中学校に府税を投入しないという政策がとられた。府税からの収入が得られない時期には、府立中学校授業料が私立中学校授業料よりも高かった。このことが私立中学校の発生を促し、結果として戦前期の東京府における中学校の普及を招いたと考えられる。

註

- 1) 東京都立教育研究所編『東京都教育史 通史編二』、131頁、東京都立教育研究所、平成7年。
- 2) 米田俊彦『近代日本中学校制度の確立』(東京大学出版会、平成4年)、266頁参照。
- 3) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第2巻 教育政策(2)』、財団法人教育研究振興会、昭和49年。
- 4) 桑原三二『東京府公立中学校教育史』、69-72頁、桑原三二、昭和56年。
- 5) 東京府立第一中学校編『東京府立第一中学校創立五十年史』、24頁、東京府立第一中学校、昭和4年。

「前表」の「生徒員数」は以下の通り。

	人員	学級
明治二十四年度	五九四	一四
明治二十五年度	六二四	
明治二十六年度	六九五	
明治二十七年度	七四四	一七
明治二十八年度	七三四	一七

明治二十九年度 七八五 一七

明治三十年度 七八五 一七

なお、「築地時代」は1887(明治20)年3月から1899年3月まで。

- 6) 『東京都教育史 通史編二』、117-120頁参照。
- 7) 黒川隆俊編『東京遊学案内』、少年園、明治28年(小川利夫・寺崎昌男監修『近代日本青年期教育叢書・第V期』第3巻、日本図書センター、平成4年復刻発行)。
- 8) 東京市役所編『東都学校案内』、三省堂、大正15年(同上、第14巻、日本図書センター、平成4年復刻発行)。
- 9) 『東都学校案内』、「凡例」参照。
- 10) 『東京府公立中学校教育史』、70頁参照。
- 11) 東京都編『東京の中等教育 一』(東京都、昭和47年)、89頁参照。
- 12) 日本中学校編『日本中学校五十年史』(日本中学校、昭和12年)参照。
- 13) 『東京遊学案内』、135頁。
- 14) 『日本中学校五十年史』、115頁。
- 15) 東京都立教育研究所編『東京都教育史資料総覧 第3巻 東京府・東京市学事年報、東京府東京市教育会機関誌総目次』(東京都立教育研究所、平成4年)、112頁参照。
- 16) 『東京の中等教育 一』、68頁。
- 17) 各年度の『文部省年報』より作成。
- 18) 『日本近代教育百年史 第2巻 教育政策(2)』、135頁参照。
- 19) 『東京都教育史 通史編二』、520-521頁参照。
- 20) 『日本近代教育百年史 第2巻 教育政策(2)』、135頁参照。
- 21) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第4巻、156頁、龍吟社、昭和13年。
- 22) 東京都立教育研究所編『東京都教育史資料総覧 第2巻 東京教育令規集(府・市・都)』(東京都立教育研究所、平成4年)、364-365頁。
- 23) 『東京都教育史資料総覧 第2巻 東京教育令規集(府・市・都)』、391頁。

(主任指導教官：山崎博敏)